

秘密表示（朱印）

平文

部 教 指 示	発信用	執務用	備 考
主 信	/	0	/
付			
属			

発 送 日
 処 理 日 昭和48年8月23日
 発 信 日 タイプ 校 査

文書課長

公 信 案

(分類)

公 信 番 号	並 北 第 140 / 号	公 信 日 付	昭和 48 年 8 月 21 日
大 臣	主 管	アジア局長	起 案 昭 和 48 年 8 月 13 日
政 務 次 官		中江参事官	
事 務 次 官		大森参事官	
外務審議官		北東アジア課長	起 案 者 六 条 電 話 番 号 2416
外務審議官		主席事務官	
官 房 長		経済協力局長	
協 議 先		技術協力一課長 (経済協力一課長)	
		政策課長	
		技術協力二課長	
		原中研	
		技術協力二課長	
受 信 者		発 信 者	SZTTS
在 韓 国	後 官 大 使	外 務 大 臣	
写 送 付 先		(希 望 発 送 日)	
件 名	韓 国 原 火 爆 被 害 者 援 護 協 会 徐 副 会 長 等 以 外 3 名 原 火 爆 被 害 者 救 援 以 内 3 名 陳 情		

GA-2

21 150

外務省

回覧番号

319

亜北第140/号
昭和48年8月21日

在大韓民国大使殿

外務大臣

(件名)

韓国原爆被害者援護協会徐副会長等による
原爆被害者救援に関する陳情

引用公・電信
日付・番号

8月10日 韓国原爆被害者援護協会徐錫
佑副会長、韓国の原爆被害者を救援する
市民の会本吉会長等は 北東アジア課長を
訪れ、韓国原爆被害者救援に関して下
記の通りの陳情を行なったので参考記に通報す。

(※印は文書課記入)

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

記

1. (1) 手前 除援護協会副会長より、次の陳情を行なった。

昨年大平外相は外国人原爆被害者救済のため特別立法を考慮との発言を

なされた^(語)。ついで外務省は韓国保健社

会部を通じて実態調査を行なったと云

さいに進んで、原爆被害者救済のため

の措置をとっていただきたい。被害者救

済は韓国政府も行なうべきであるが

韓国政府は朝鮮戦争による傷病者

救済のため、財政的に、原爆被害者を

救済する余裕がないので、日本政府に

救済をお願いする。被害者の実態に

関して韓国側の調査は不完全である

ので、まず第一に日本政府による完全な^美態調査をお願いする。

(2) 次に、本吉市民の会会長より次の陳情を行なった。

民間の方では例えは市民の会が昨年は200万ウォンを韓国の援護協会に送り最近では月15万ウォンを送っており、核禁会議が診療所を慶尚南道に建設すべく準備中である等の努力を行なっているが、資金面で限りがあるので、日本政府による救援をお願いする。

2. これに対し、北東アジ課長より、次のように回答した。

民間^か救援活動を行なっている

ことを好む。政府としても問題
 解決のみの検討を進めて可。たゞ、
 現段階では、[REDACTED] ^結論は出
 ていないので、具体的に方針について
 言えない点は了承願いたい。

(三)

本年10月 本大臣より 本府 市民の会 会長に
 在任外国人 ^{を行政的}
 に対し、外国火薬爆発 救済 ^{を行政的} について
 現行法上 問題があるため、救済を存すこ
 うだが、特別立法が必要であるとの趣旨
 を述べた。至解がある。
~~を述べた。~~